

下関市立大学エコキャンパス推進委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 8 5 号

改正 平成21年3月24日規程第14号
平成24年1月11日規程第1号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 1 5 条に基づき設置される下関市立大学エコキャンパス推進委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、環境保全及びキャンパスアメニティの形成に係る次の事項の実施について審議する。

- (1) 学内から排出されるごみの減量化に関すること。
- (2) 環境保全に関する教育・啓発活動の推進に関すること。
- (3) 学内の緑化推進に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教員選出委員 2 名
- (2) 事務局選出委員 2 名
- (3) 学生選出委員 2 名
- (4) 生協職員選出委員 2 名
- (5) その他学長の指名する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長が指名する。
- 3 委員会の副委員長は、委員長が指名する。

(委員長等の責務)

第 6 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務グループ庶務班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月11日規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。